

# 子どもの権利について

- 1 子どもの権利条約
- 2 こども基本法
- 3 尼崎市子どもの育ち支援条例

はじめに～

尼崎市は、児童虐待の相談件数が多く、  
不登校の出現率が高い

■ 尼崎市の虐待相談件数（要保護児童対策地域協議会調べ）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,288件	1,752件	2,262件	2,321件	2,505件	2,605件	2,826件	3,212件	3,604件

■ 不登校児童生徒出現率（教育委員会事務局調べ） ※令和4年度は概算値

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	尼崎市	0.56%	0.55%	0.66%	0.81%	0.86%	1.10%	1.31%	1.71%	2.54%
	全国	0.39%	0.43%	0.47%	0.55%	0.70%	0.83%	1%	1.30%	未発表
中学校	尼崎市	4.21%	4.04%	4.38%	3.94%	5.19%	5.50%	5.62%	7.02%	8.62%
	全国	2.76%	2.95%	3.14%	3.38%	3.81%	3.94%	4.09%	5.00%	未発表

- 1 子どもの権利条約
- 2 こども基本法
- 3 尼崎市子どもの育ち支援条例

# 子どもの権利条約とは ※ ユニセフHPより

- ▶ 「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。
- ▶ 18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。
- ▶ 前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。
- ▶ 1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准した。

# 子どもの権利条約 4つの原則

- ▶ 生命、生存及び発達に対する権利  
(命を守られ成長できること)
- ▶ 子どもの最善の利益  
(子どもにとって最もよいこと)
- ▶ 子どもの意見の尊重  
(意見を表明し参加できること)
- ▶ 差別の禁止  
(差別のないこと)

# 子どもの権利条約に定められている 主な権利

## ①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

## ②育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

## ③守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

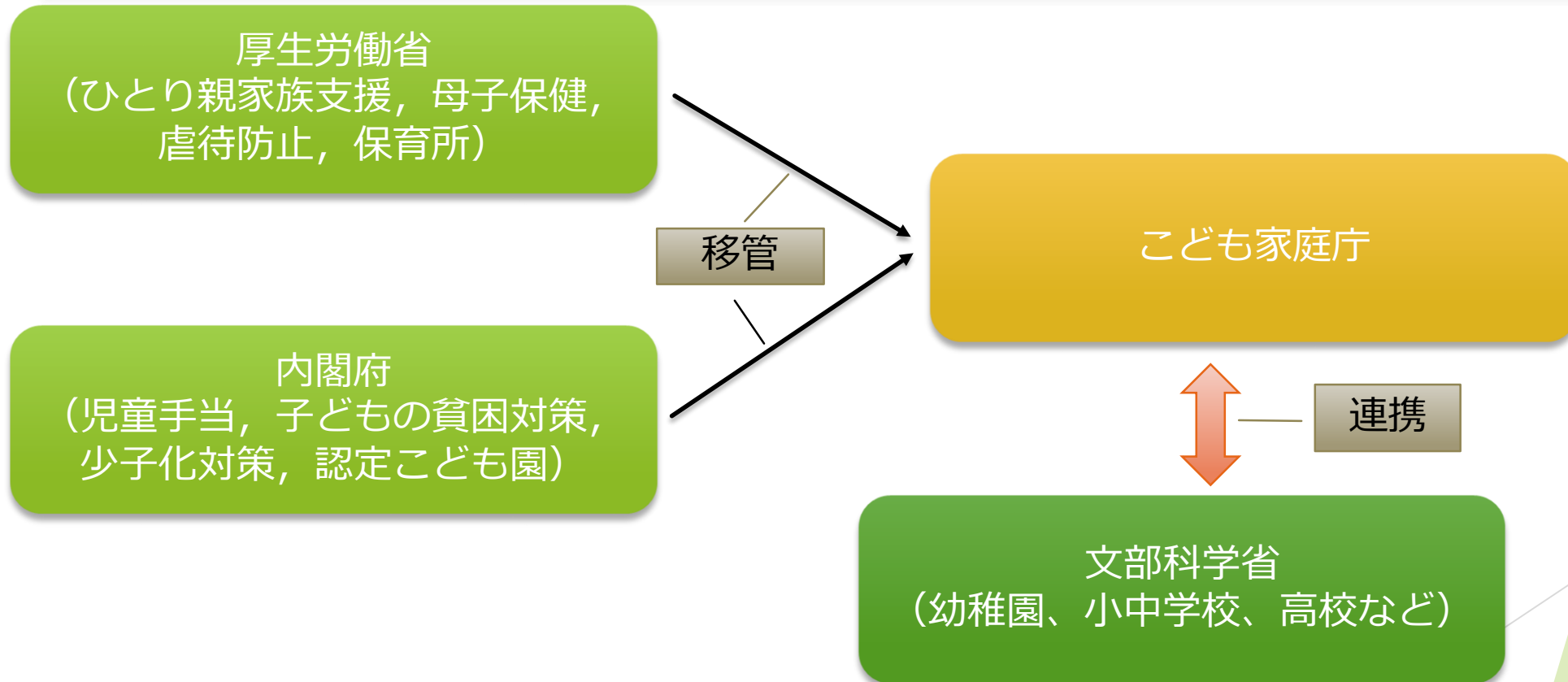
## ④参加する権利（=意見表明権）

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

- 1 子どもの権利条約
- 2 こども基本法
- 3 尼崎市子どもの育ち支援条例



# こども家庭庁の発足 (2023年4月1日～)



# こども基本法とは ※ こども家庭庁HPより

▶ 2023年4月1日～ 施行。20条からなる。

第1条 目的      第2条 定義      第3条 基本理念

第4～7条 責務等      第8条 年次報告      第9条 こども大綱

第10条 都道府県こども計画、市町村こども計画

第11条 こども等の意見の反映

第12条 総合的かつ一体的な提供のための体制整備

第13,14条 関係者相互の有機的な連携の確保等

第15条 この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知

第16条 こども施策の充実及び財政上の措置等

第17～20条 こども政策推進会議

# こども基本法の施行（2023年4月1日～）

## 【法律の目的】

第1条 この法律は、日本国憲法及び**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

# こども基本法の施行（2023年4月1日～）



- 1 子どもの権利条約
- 2 こども基本法
- 3 尼崎市子どもの育ち支援条例

# 尼崎市子どもの育ち支援条例 前文（一部）

子どもは、今を生きる存在であるとともに、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。全ての子どもの健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。子どもは、その成長の過程において、**生きる、育つ、守られる、参加する権利**といった**子どもの人権が尊重されるとともに**、多様な人々と関わりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識等が育まれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

# 子どもの権利条約に定められている 主な権利

## ①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

## ②育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

## ③守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

## ④参加する権利（=意見表明権）

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

# 尼崎市子どもの育ち支援条例

## 第1条（この条例の目的）

### 第1条

この条例は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。



# 尼崎市子どもの育ち支援条例

## 第2条（定義）

### 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

略

(2) 子どもの人権 子どもが生まれながらにして有する権利で、**児童の権利に関する条約において児童の権利として定められたもの**をいう。

略

# おわりに～ 子どもの意見表明権とは？

子どもの意見表明権とは、  
「子どもが、自分の気持ちや声、意見を聴いてもらう  
権利」のこと。

⇒ 0歳の子どもも、子どもの意見表明権を有している。

# 尼崎市子どもの育ち支援条例

## 第2条（定義）

### 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

略

(2) 子どもの人権 子どもが生まれながらにして有する権利で、**児童の権利に関する条約において児童の権利として定められたもの**をいう。

略

# 子どもの意見表明権の保障 ～どうやって実践する？

## 【あるケアリーバーの若者の言葉】

- こどもに、考えるための材料（情報）を提供する。
- こどもに、考える時間を提供する。
- 安心して会話のキャッチボールができる関係性を提供する。
- こどもが、何かを発言したら、おとなは、これを否定せずに、まずは受け止める。

⇒ こどもがこの経験を積む。

※ こどもの最善の利益になると思うからといって、おとなは、こどもの気持ちを聞かないままに、自分の考えを押し付けてはいけない。

## 動画（11分）

### 「言うてええねん会議」の様子

- 子どものための権利擁護委員会が開催
- テーマ  
「こんな学校だったらいいな」  
～学校のルールってなんだろう～
- 発表者  
ゆきえさん（小5）、けいさん（小2）

